

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	医療活動
時間軸	応急期
内容	<p>災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供する。</p> <p>大規模災害時には、大量の負傷者が発生するため、限られた医療資源を最も有効に活用し、より多くの人命を救うため、トリアージの実施により、災害時の負傷者の程度や治療の優先順位を判定する。</p> <p>トリアージの原則は、自分自身や仲間のケアで対処可能な軽傷者を除外し、すでに死亡している者の死亡を確認し、治療を必要とする者のうち、迅速な医療を必要とする重症患者とそれ以外の中等症患者を分けること。</p>
実施主体、県の役割等	<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。 ・医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急対処及び軽症患者に対する処置を行う。 ・救護病院において、医療救護所に対応できない中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行う。 <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。 ・災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。 ・災害支援病院（7医療機関）及び広域災害支援病院（3医療機関）において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び収容を行う。 ・応援班の派遣、医薬品等の搬送など、市町村の医療救護活動の支援を行う。
法体系	なし
取り組み状況	高知県災害医療救護計画」に基づく医療救護体制を強化するための災害医療対策会議の設置、研修 訓練の実施等
課題	<p>通信体制及び緊急輸送体制の整備、医薬品・医療用資機材の確保、医療救護施設で活動する医療関係者の確保等、救護計画に基づき実施する上での多く課題がある。</p> <p>・災害時の医療救護を円滑に進めるために、県民による自助・共助活動（家庭援護、相互扶助）緊急輸送等の後方支援が必要である。</p>
その他	約 11,000人の負傷者が発生すると予想されている。